

平成十二年通商産業省令第二百九十二号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則
中小企業指導法の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十三号)の一部の施行に伴い、並びに中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号)第十一項各号及び第二項並びに第十二条第二項及び第九項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業診断士の登録及び試験に関する規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 中小企業診断士の登録等
- 第一節 中小企業診断士の登録(第一条—第十七条)
- 第二節 登録実務補習機関の登録(第十八条—第三十三条)
- 第三節 登録養成機関の登録(第三十四条—第三十五条)
- 第四節 理論政策更新研修機関の登録(第三十六条—第三十七条)
- 第二章 中小企業診断士試験(第三十八条—第四十七条)
- 第三章 指定試験機関(第四十八条—第五十九条)
- 附則

第一章 中小企業診断士の登録等

第一節 中小企業診断士の登録等

(中小企業診断士の登録の条件等)

第一条 中小企業支援法(昭和三十八年法律第百四十七号。以下「法」という。)第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める条件は、同項の規定による登録(第二節から第四節を除いて以下単に「登録」という。)の申請の日前三年以内に、中小企業診断士試験(法第十二条第一項の試験をいう。以下単に「試験」という。)に合格し、かつ、合格した日から当該申請の日までの期間において、第一号に掲げるいずれか一以上の実務に従事した日数又は第二号に掲げるいずれか一以上の実務補習を受講した日数の合計が十五日以上であることとする。

イ 国、都道府県(中小企業支援法施行令(昭和三十八年政令第三百三十四号)第一条各号に掲げる市を含む。以下同じ。)、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)

又は法第七条第一項の規定による指定を受けた者(以下「都道府県等中小企業支援センター」という。)が行う中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令(昭和三十八年通商産業省令第二百二十三号。以下「基準省令」という。)第四条第一項の規定に基づく経営の診断(ハ及びニを除き、以下単に「診断」という。)又は経営に関する助言(ハ及びニを除き、以下単に「助言」という。)の業務

ロ 機構又は都道府県等中小企業支援センターが行う基準省令第四条第二項又は第五条第二項の規定に基づく窓口相談等の業務(一日につき合計五時間以上のものに限る。)

ハ その他中小企業に関する団体が行う中小企業の診断、経営に関する助言又は窓口相談等の業務であつて、イ又はロに掲げるものと同等以上と認められるもの

ニ イからハまでに掲げる団体以外の団体又は個人が行う中小企業の経営の診断、経営に関する助言又は窓口相談等の業務

ホ 医業又は歯科医業を主たる事業とする法人(常時使用する従業員の数が三百人以下のものに限る。)、社会福祉法人(医業又は歯科医業を主たる事業とする法人を除く。)であつて、常時使用する社会福祉法人(医業又は歯科医業をする従業員の数が百人以下のものに限る。)及び特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(医業又は歯科医業を主たる事業とする法人を除く。)であつて、常時使用する従業員の数が三百人(小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人)以下のものに限る。)のうち、継続的に収益事業を行つてゐる者の経営等以上と認められるもの

へ 中小企業の振興に関する国際協力等のための海外における業務であつて、イからニまでに掲げるものと同等以上と認められるもの

二 実務補習

イ 経済産業大臣が第二十条第一項の規定に基づき登録する者(以下「登録実務補習機関」という。)が行う実務補習

ロ 基準省令第八条第三項の規定に基づく研修

ハ イ又はロに掲げる実務補習と同等以上の内容を有するものと認められる実務補習

イ 又は前項の規定にかかるらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に登録の申請をすることがあるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に登録の申請をする

第二条 法第二十一条第一項第二号の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 登録の申請の日前三年以内に基準省令第七条に規定する養成課程(以下「養成課程」という。)又は経済産業大臣が第三十五条第一項の規定により登録する者(以下「登録養成機関」という。)が置く養成課程と同等の内容を有するものと認められる課程(以下「登録養成課程」という。)を修了した者
- 二 第九条の規定により有効期間の更新の登録を受ける者
- 三 第十六条の規定により再登録を受ける者

2 前項第一号の規定にかかるらず、災害その他やむを得ない事由により同号の期間内に登録の申請をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に登録の申請をする

2 二 第九条の規定により有効期間の更新の登録を受ける者

3 前項第一号に該当する者につけ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

2 一 法第二十一条第一項第一号に該当する者 試験に合格したこととを証する書面及び第一条第一項第一号又は第二号に該当することとを証する書面

2 二 前条第一項第一号に該当する者 養成課程又は登録養成課程を修了したことを証する書面

3 三 前条第一項第二号に該当する者 第十条に規定する有効期間の更新の登録の要件を満たしたこととを証する書面及び次条第一項に規定する中小企業診断士登録証

4 四 前条第一項第三号に該当する者 第十六条の規定により読み替えて適用する第十条に規定する再登録の要件を満たしたこととを証する書面

3 三 前項各号に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ当該各号に定めることによる。

一 試験に合格したことを証する書面 様式第一

二 養成課程を修了したことを証する書面 機構が定める様式

三 前二号に掲げる書面以外の書面 中小企業庁長官が定める様式

(登録の実施)

第四条 経済産業大臣は、前条第一項の申請があつたときは、当該申請書及び添付書類の記載事項を審査し、当該申請者が法第十一条第一項各号のいずれかに該当する者であると認めたときは、

次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、第七条に規定する事項を中小企業診断士登録簿(法第十一条第一項の登録簿をいう。以下同じ。)に登録し、かつ、当該登録を受けた者(以下「中小企業診断士」という。)に様式第三による中小企業診断士登録証(以下単に「登録証」という。)を交付する。

2 経済産業大臣は、前項の審査の結果、当該申請者が法第十一項各号のいずれにも該当しない者であると認めたときは、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、当該申請書を返却する。
 (登録の拒否)

第五条 経済産業大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 未成年者
- 二 精神の機能の障害により中小企業診断士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 三 破産者であつて復権を得ないもの
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しないもの
- 五 国会職員法（昭和二十二年法律第八十八号）、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の規定により懲戒免職の处分を受けた者であつて、その处分を受けた日から三年を経過しないもの
- 六 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）又は技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定により登録の抹消、取消し若しくは消除の处分（本人に登録を存続させる意思がないと認められること又は本人が当該業務を廃止したことを理由とするものを除く。）を受け、又は業務を禁止された者であつて、その処分を受けた日から三年を経過しないもの

(登録の取消し)

第六条 経済産業大臣は、中小企業診断士が前条各号（第九号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき又は不正の手段により登録を受けたことが判明したときは、その登録を取り消すものとする。

- 2 前項の場合において、経済産業大臣は、理由を付して、登録を取り消した旨を取消しの処分を受けた者に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定により中小企業診断士の登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証を経済産業大臣に返納しなければならない。

(登録事項)

第七条 法第十一項第二項の経済産業省令で定める登録すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 住所
- 四 勤務地及び勤務先
- 五 登録番号及び登録年月日

(登録の有効期間)

第八条 中小企業診断士の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。

2 前項の登録の有効期間の末日が次に掲げる日のいずれかに当たるときは、これらの日の翌日を登録の有効期間の末日とみなす。

一 土曜日

二 日曜日

三 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

四 十二月二十九日から翌年の一月三日までの間（前号に掲げる日を除く。）

第一項の規定にかかるらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に第十条に規定する有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の要件を満たすことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に第一項の登録の有効期間を延長することとする。

(更新登録)

第九条 前条の登録の有効期間の満了の後引き続き登録を受けようとする者は、更新登録の要件を満たさなければならない。

2 第三条から前条までの規定は、更新登録について準用する。この場合において、第七条中「登録番号及び登録年月日」とあるのは、「登録番号及び更新登録の年月日」とする。

3 前条の登録の有効期間の満了の日までに更新登録の申請があつた場合において、その申請について前項において準用する第四条第一項の登録証の交付があるまでの間は、従前の登録は、前条の登録の有効期間の満了後もなおその効力を有する。

4 前項の場合において、更新登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
 (更新登録の要件)

第十条 更新登録の要件は、前回の登録を受けた日から更新登録の申請の日までの間において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 次のいずれかに該当する事項を合計五回以上行ったこと。

イ 経済産業大臣が第三十七条第一項第一号の規定に基づき登録する者（以下「理論政策更新研修機関」という。）が行う診断又は助言に関する専門知識の補充のための研修（以下「理論政策更新研修」という。）又は基準省令第八条第二項に規定する理論政策研修を修了したこと。

ロ 理論政策更新研修機関が行う診断又は助言に関する論文の審査に合格したこと。ただし、当該論文は、理論政策更新研修機関があらかじめ送付する理論政策更新研修の内容に準じた資料に基づいて作成されなければならない。

ハ イに規定する研修について、その一回の日程を通じて指導を行つたこと。

イ 一日を一点として、第一条第一項第一号に規定する実務に従事したこと。

ハ 一日を一点として、第一条第一項第二号に規定する実務補習を受講したこと。

ト 一日を一点として、第一条第一項第二号に規定する実務補習について、指導を行つたこと。

ニ 一日を一点として、第二条第一項第一号に規定する養成課程又は登録養成課程において、実習の指導を行つたこと。

(更新登録の特例)

第十一条 中小企業診断士は、中小企業の経営診断の業務に従事することを休止する旨の申請（以下単に「休止の申請」という。）を行う場合は、登録の有効期間の満了する日までに、様式第四による申請書に登録証を添えて経済産業大臣に提出するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の申請があつた場合は、次条第一項の規定に基づき中小企業の経営診断の業務に従事することを再開する旨の申請（以下単に「再開の申請」という。）を行うことができることを証する書面を交付するとともに、中小企業診断士登録簿にその旨及び申請年月日を記載するものとする。

3 前項の規定により再開の申請を行うことができることを証する書面の交付を受けた中小企業診断士が、次条第一項の規定に基づき再開の申請を行う場合の残りの登録の有効期間は、休止の申

五 不正の手段により第二十条第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十一条 登録実務補習機関は、帳簿を備え、実務補習に關し次に掲げる事項を記載し、これを記載の日から三年間保存しなければならない。

一 実務補習を実施した年月日及び場所
二 実務補習の実施を担当した指導員名
三 第二十二条第四項に規定する書面を交付した者の第七条に規定する登録番号及び氏名

(報告の徵収)　~~至善~~至善で云は、第一之第一頁等ニヨリテ之を補足する所によつて、此の要旨を表す。

第三十二条 経済産業大臣は第一項第一号イの実務補習の実施のために必要な限度において、登録実務補習機関に対し、実務補習の事務又は経理の状況に關し報告させることができる。

（公示）
第三十三条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第二十条第一項の登録をしたとき。

第二百三十三条の規定による届出があつたとき。
第二十五条の規定による届出があつたとき。

第三十条の規定により登録を取り消し、又は実務補習の業務の停止を命じたとき。

（登録養成機関の登録）

第三十四条 第一条第一項第一号の登録（以下この条及び次条において単に「養成機関登録」といふ。）は、登録養成課程を行おうとする者の申請により行う。

養成機関登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を掲載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 養成機関登録を受けようとする者の名称及びその代表者の氏名

登録養成課程の業務の開始予定期
前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 基準省令別表一及び別表二の「演習を教授する者及び実習の指導者の要件」に適合する者の氏名及び略歴を記載した書類

第一項の養成機関登録を受けようとする者が第十九条各号のいずれにも該当しないことを証す

三 その他参考となる事項を記載した書類

(登録養成機関の登録基準)
第三十五条 経営産業大臣は、前条の規定により養成機関登録を申請した者が次に掲げる要件のす

三 経済産業省の登録を受けた機関を鉱石の販売に適合しているときは、その登録をしなければならない。

イ 次のいずれにも適合していると認められるものであること、役員、職員、設備、研修の業務の実施の方法その他の事項

関する計画が、研修の業務の的確な実施のために適切なものである」と。
「研修の業務の実施に関する計画を的確に実施するに足りる経理的基盤及び技術的能力がある

ハ
研修の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて研修の業務が不公正になるおそれがないものであること。

二 実施しようとする登録養成課程が、基準省令第七条に規定する養成課程の基準と同等の内容で実施されるものであること。

養成機関登録は、登録養成機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

二 一 登録年月日及び登録番号
登録養成機関の名称、代表者の氏名及び住所

基準省令第七条並びに第十九条、第二十一条、第二十二条（第三項を除く。）から第三十三条までの規定は、登録養成牧場について準用する。二つの場合において、基準省令第二条（第二項を

基準省令第七条（第二項）

（除く。）中「養成課程」とあるのは「登録養成課程」と、同条第一項中「機構が診断又は助言を担当する者を養成する課程」とあるのは「登録養成機関が実施する登録養成課程」と、同条第五項中「機構」とあるのは「登録養成機関」と「学識経験者の意見を聴いた上で作成した基準」とあるのは「機構が作成した基準」と、第十九条並びに第二十一条の見出し及び同条第一項中「実務補習機関登録」とあるのは「養成機関登録」と、同条第二項中「前三条の規定」とあるのは「第十九条、第三十四条並びに第三十五条第一項及び第二項の規定」と、第二十二条（第三項を除く。）、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二十八条から第三十二条までの規定中「登録実務補習機関」とあるのは「登録養成機関」と、第二十二条の見出し並びに同条第一項、第二項及び第五項、第二十四条规定（見出しを含む。）、第二十五条、第二十六条第二項並びに第二十九条から第三十三条までの規定中「実務補習」とあるのは「登録養成課程」と、第二十二条第二項中「第二十条第一項」とあるのは「第三十五条第一項第二号」と、同条第四項中「第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習」とあるのは「登録養成課程を修了した者に、当該課程」と、第二十八条、第三十条及び第三十三条中「第二十条第一項」とあるのは「第三十五条第一項」と、第二十九条中「第二十二条第一項第一項から第四項まで」とあるのは「第二十二条第一項、第二項及び第四項」と、第三十一条中「三年間」とあるのは「五年間」と、「の実施を担当した指導員名」とあるのは「で教授又は指導した者の氏名及び略歴」と、第三十二条中「第一条第一項第二号イ」とあるのは「第二条第一項第一号」と読み替えるものとする。

第四節 理論政策更新研修機関の登録

（理論政策更新研修機関の登録）

第三十六条 第十条第一号イの登録（以下この条及び次条において単に「理論政策更新研修機関登録」という。）は、理論政策更新研修を行おうとする者の申請により行う。

二 理論政策更新研修の業務の開始予定期日

3 前項の申請書には、次に掲げる要件に適合する者の氏名及び略歴を記載した書類

二 理論政策更新研修の業務の開始予定期日

3 前項の申請書には、次に掲げる要件に適合する者の氏名及び略歴を記載した書類

二 理論政策更新研修機関登録を受けようとする者が第十九条各号のいずれにも該当しないことを証する書類

三 その他参考となる事項を記載した書類

（理論政策更新研修機関の登録基準）

第三十七条 経済産業大臣は、前条の規定により理論政策更新研修機関登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表三の第一欄に掲げる科目を第三欄に掲げる方法で教授し、その時間数が同表第四欄に掲げる時間数以上であること。

二 別表三の第二欄で定める要件に適合する者が前号に規定する科目を教授するものであること。

三 第十条第一号ロの論文の審査等については別表四の上欄に定める論文の審査等に関する事項に関し、それぞれ同表の下欄の要件のすべてに適合して実施すること。

二 理論政策更新研修機関登録は、理論政策更新研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 理論政策更新研修機関の氏名又は名称、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名

三 第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定は、理論政策更新研修について準用する。この場合において、第十九条並びに第二十二条の見出し及び同条第一項中「実務補習機関登録」

とあるのは「理論政策更新研修機関登録」と、同条第一項中「前三条の規定」とあるのは第十九条及び前条の規定」と、第二十二条、第二十三条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項及び第二十八条から第三十二条までの規定中「登録実務補習機関」とあるのは「理論政策更新研修機関」と、第二十二条の見出し並びに同条第一項から第三項まで及び第五項の規定、第二十四条（見出しを含む）、第二十五条、第二十六条第二項並びに第二十九条から第三十三条までの規定中「実務補習」とあるのは「理論政策更新研修」と、第二十二条第二項中「第二十条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、同条第三項中「別表二」とあるのは「別表五」と、同条第四項中「第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習」とあるのは「理論政策更新研修を修了した者に、当該理論政策更新研修」と、第二十八条、第三十条及び第三十三条中「第二十条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、第三十一条中「三年間」とあるのは「六年間」と、「の実施を担当した指導員名」とあるのは「で選択した科目、教授した者の氏名及び略歴（第三十七条第一項第三号の論文の審査等を行つた場合は、論文委員会の委員の氏名及び略歴を含む。）」と、第三十二条中「第一条第一項第二号イ」とあるのは「第十条第一号イ」と読み替えるものとする。

第三十八条 試験を分けて、これを第一次試験及び第二次試験とする。
(試験の種類)
(試験の実施及び公告)

第三十九条

2 試験の期日、場所その他試験の実施に必要な事項は、経済産業大臣があらかじめ官報で公告する。

(第一次試驗)

第四十条 第二

を目的とし、

۵۰

一 經濟學

二 財務・今

三 企業經營

イ
経営戦

四、組織論

ハーマン

四 運營管理

不生産管

五 口店舗

五 經營法務

ノイ
事業開
和的才

八、口

二八

六 資本二

元 紅宮懷親
一 清報通

口経営

七 中小企業

イ・中小企

口
中小企

(第一次試驗

第四十一条 次

ついて第一次試験を免除する。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（予科を含む。）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校本科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において通算して三年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあつた者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者、経済学・経済政策定士試験に合格した者を含む。）、経済学・経済政策定士試験に合格した者を含む。）、又は税理士（税理士法第三条第一項第一号から第三号までに規定する者を含む。）、財務・会計

二　経済学について公認会計士試験を受け、その試験に合格した者又は不動産鑑定士（不動産鑑定士試験に合格した者を含む。）、経済学・経済政策定士試験に合格した者を含む。）、又は公認会計士（公認会計士試験に合格した者を含む。）、又は税理士（税理士法第三条第一項第五条技術士（情報工学部門に登録されている者に限る。）又は情報工学部門に係る技術士となる資格を有する者、経営情報システム

六　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条第一項の規定による情報処理技術者試験（情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）の規定によるITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、システム監査技術者試験又は応用情報技術者試験に限る。）に合格した者、経営情報システム

三　第一次試験の一部の科目に合格した者に対しては、その合格した第一次試験の行われた年度の初めから三年以内に第一次試験の当該一部科目を免除する。

四　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に第一次試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に第一次試験を受けることとする。

（第二次試験）

第四十二条　第二次試験は、中小企業診断士となるのに必要な応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例並びに助言に関する能力について、短答式又は論文式による筆記及び口述の方法により行う。
(第二次試験受験の要件)

第四十三条　第二次試験は、当該試験の期日の属する年度又はその前年度に実施された第一次試験に合格した者に限り、受けることができる。ただし、第二次試験のうち口述の方法により行うものは、当該第二次試験のうち筆記の方法により行うものにおいて経済産業大臣（指定試験機関（法第十一條第二項の指定試験機関をいう。以下同じ。）が試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合には、指定試験機関。次条及び第四十六条において同じ。）が相当と認める成績を得た者について行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により第一次試験に合格した年度又はその次年度に第二次試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案してした場合であっても、当該試験の期日の属する年度に実施する第一次試験に合格しなかつたときは、当該第二次試験の合格の効力は失われるものとする。

（受験手続）

第四十四条　試験を受けようとする者は、第一次試験については様式第九、第一次試験については様式第十による試験受験申込書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第二条 第四十二条第一項の規定により第一次試験の試験科目のうちの一科目につき試験の免除を申請しようとする者は、当該試験の免除を受ける科目に係る資格等を有することを証する書面を、前項に規定する第一次試験の試験受験申込書に添付しなければならない。
 (受験手数料)

第四十五条 法第十二条第五項に規定する受験手数料の額は、第一次試験については一万四千五百円、第二次試験については一万七千八百円とする。

2 前項の受験手数料は、国に納付する場合にあっては前条第一項に規定する受験申込書に当該受験手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、指定試験機関に納付する場合にあっては第五十二条第一項に規定する試験事務規程で定めるところにより納付しなければならない。

3 第一項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(合格証書の交付)

第四十六条 経済産業大臣は、第一次試験及び第二次試験に合格した者に、それぞれ当該試験の合格証書を交付するものとする。

(合格の取消し等)

第四十七条 経済産業大臣は、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 指定試験機関が試験事務を行う場合においては、指定試験機関は、不正の手段によって試験を受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止することができる。

第三章 指定試験機関

(指定試験機関の指定)

第四十八条 法第十二条第二項の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

2 経済産業大臣は、法第十二条第二項の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

(欠格条項)

第四十九条 前条第一項の申請を行う者が次のいずれかに該当する場合は、法第十二条第二項の指定を受けることができない。

一 第五十五条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 その役員のうちに、法第十二条第三項若しくは同条第八項第二号又は法第十九条第一項の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者がある者

(指定の申請)

第五十条 法第十二条第二項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 試験事務を開始しようとする日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立における財産目録）

三 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び略歴を記載した書類

六 現に行っている業務の概要を記載した書類

七 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

八 中小企業診断士試験委員（以下単に「試験委員」という。）の選任に関する事項を記載した書類

九 その他参考となる事項を記載した書類

(試験事務規程)
 第五十二条 指定試験機関は、試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）を定め、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 試験の実施の方法に関する事項

二 受験手数料の収納の方法に関する事項

三 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

四 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

五 前号に掲げるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項

(試験事務の休廃止)

第五十三条 指定試験機関は、経済産業大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第五十四条 指定試験機関は、毎事業年度開始前に（法第十二条第二項の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、その事業年度の事業計画及び收支予算を作成し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。

(試験委員)

第五十五条 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、中小企業診断士となるのに必要な知識及び技能又は中小企業に関する学識経験を有する者のうちから選任しなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、その日から十五日以内に、試験委員の氏名、略歴、担当する試験科目及び選任の理由を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、中小企業の経営についての専門的な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、試験委員に行わせなければならぬ。

4 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、中小企業の経営についての専門的な知識及び技能又は中小企業に関する学識経験を有する者のうちから選任しなければならない。

(指定の取消し等)

第五十六条 指定試験機関が一般社団法人又は一般財團法人でなくなつたときは、法第十二条第二項の指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、次の各号に掲げる事由のあるときは、指定試験機関に対してその是正（役員又は試験委員の解任を含む。）を勧告することができる。

一 指定試験機関がこの規則の規定に違反したとき、又は指定試験機関の運営が著しく不適当であると認められるとき。

二 指定試験機関の役員又は試験委員が、法第十二条第三項の規定若しくは試験事務規程に違反したとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

三 経済産業大臣は、前項の勧告によつてもなお是正が行われない場合には、法第十二条第二項の指定を取り消すことができる。

(試験結果の報告)

第五十七条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、様式第十一の試験結果報告書に、合格者の氏名、生年月日及び合格証書の番号を記載した合格者一覧を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(經濟産業大臣による試験事務の実施等)

第五十七条 経済産業大臣は、指定試験機関が第五十二条の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、法第十二条第八項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第四十八条第二項の規定にかかわらず、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第五十五条 第一項若しくは第三項の規定により指定を取り消された場合又は前項の規定により経済産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならぬ。

一 試験事務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

二 試験事務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き継ぐこと。

三 その他経済産業大臣が必要と認めること。

(指定試験機関に係る公示)

第五十八条 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 法第十二条第二項の指定をしたとき。

二 第五十二条の許可をしたとき。

三 第五十五条第一項又は第三項の規定により指定を取り消したとき。

四 前条第一項の規定により経済産業大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた試験事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
(立入検査の身分証明書)

第五十九条 法第十九条第三項の証明書の様式は、様式第十二によるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、中小企業指導法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(中小企業診断士登録規則の廃止)

第二条 中小企業診断士登録規則(昭和三十八年通商産業省令第百二十四号)は、廃止する。

(旧試験のうち第一次試験合格者に関する経過措置)

第三条 この省令は、中小企業指導法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行前に中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令の一部を改正する省令(平成十二年通商産業省令第百九十一号)第三条の規定による改正前の基準省令(以下「旧基準省令」という)第四条第一項第一号に規定する中小企業の診断に関する試験(以下「旧試験」という)のうち第十八条に規定する第一次試験に相当するものの合格した者がこの省令の施行後に第二次試験を受けようとする場合には、第二十一条の規定にかかるらず、その者の申請により、一回に限り、第一次試験の合格を経ずに、第二次試験を受けることができる。

2 前項の規定により第二次試験を受けようとする者は、旧試験のうち第十八条に規定する第一次試験に相当するものの合格証書を、第二十二条第一項に規定する第二次試験の試験受験申込書に添付しなければならない。
(旧試験の合格者に関する経過措置)

第四条 この省令の施行の際中小企業診断士でない者が登録の申請を行う場合であつて、申請者が当該登録の申請の日前三年以内に旧試験に合格しているときは、次のいづれかに該当する者を法第十二条第一項第二号の経済産業省令で定める者とみなして、第三条(第一項に限る)から第八までの規定を適用する。

一 旧基準省令第四条第一号に規定する認定の要件を満たしている者
二 診断実施機関(旧基準省令第四条第一項第一号に規定する診断実施機関をいう。以下同じ。)が行つた中小企業の診断の実務に従事した回数が十回未満の者であつて、当該実務の一回を一日として、第三条に規定する実務に従事した日数と合計して十五日以上としたもの又は十五日以上、第一条第一項第二号に規定する実務補習を受けたもの

2 前項の場合において、第三条第一項の規定により提出する申請書には、旧試験に合格したことを証する書面のほか、次の各号に掲げる者につき、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 前項第一号に掲げる者 旧基準省令第四条第一項第一号に規定する中小企業の診断の実務に十回以上従事したこととを証する書面又は同号に規定する実習を十五日以上受けたことを証する書面
二 前項第二号に掲げる者 旧基準省令第四条第一項第一号に規定する中小企業の診断の実務に従事した者については当該診断の実務に必要な回数以上従事したことを証する書面及び第一条第一項第一号に規定する実務に必要な日数以上従事したことを証する書面又は同項第二号に規定する実務補習を十五日以上受けたことを証する書面

(更新登録の要件に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の際、中小企業指導法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定による改正前の中小企業指導法第六条第二項による登録(以下「旧登録」という)を受ける者(以下「旧登録者」という。)であつて、前回の登録を受けた日からこの省令の施行の日の前日までの間に旧基準省令第四条第五号に規定する認定の要件の全部又は一部を満たしていない者(以下「更新経過措置対象者」という。)がこの省令の施行の日以後最初に行う登録(以下「初回更新登録」という。)の申請に係る登録更新の要件については、第十条の規定は適用せず、次条及び附則第七条の規定を適用する。

第六条 更新経過措置対象者の初回更新登録の要件は、前回の登録を受けた日から初回更新登録の申請の日までの間ににおいて、次のいずれにも該当するものとする。

一 この省令の施行の日以後、次のいずれかに該当する事項を合計五回以上(この省令の施行の日から、前回の登録を受けた日から五年を経過するまでの期間が三年を超えて四年に満たない者については四回以上、同期間が二年を超えて三年に満たない者については三回以上、同期間が二年に満たない者については二回以上)行ったこと。

イ 理論政策更新研修又は基準省令第八条第二項の規定に基づく研修を修了したこと。

ロ 指定研修機関が行う診断又は助言に関する論文の審査に合格したこと。ただし、当該論文は、指定研修機関があらかじめ送付する理論政策更新研修の内容に準じた資料に基づいて作成されなければならない。

ハ イに規定する研修について、その一回の日程を通じて指導を行ったこと。

二 次のいづれかに該当する事項を行つたことにより、当該各号に掲げる点数の合計を九点以上(この省令の施行の日から、前回の登録を受けた日から五年を経過するまでの期間が三年を超えて四年に満たない者については合計八点以上、同期間が二年を超えて三年に満たない者については合計七点以上、同期間が二年に満たない者については合計六点以上)とすること。
イ 六時間を一点として、前回の登録を受けた日からこの省令の施行の日の前日までの間に旧基準省令第十条第二項に規定する経済産業大臣が指定した法人が同項の規定に基づき行う研修を修了したこと。

ロ 六月を一点として、前回の登録を受けた日からこの省令の施行の日の前日までの間に診断実施機関の職員として診断に係る業務に従事したこと。

ハ 一回を一点として、前回の登録を受けた日からこの省令の施行の日の前日までの間に診断実施機関が行つた中小企業の診断の実務に従事したこと。
ニ 一日を一点として、第一条第一項第一号から亦までに規定する実務に従事したこと。ただし、同号ホに規定する実務については、六月を一点とする。
ホ 一日を一点として、第一条第一項第二号ハ又はニに規定する実務補習を受けたこと。

へ一回を九点として、第一条第一項第二号イ又はロに規定する実務補習について、その一回の日程を通じて指導を行つたこと。ト一回を三点として、実務能力更新研修又は基準省令第八条第三項の規定に基づく研修を行つたことを了したこと。

チ一回を三点として、トに規定する研修について、その一回の日程を通じて指導を行つたことを。

第七条 前条の場合における第三条第二項第三号の規定の適用については、同号中「第十条第一項に規定する有効期間の更新の登録」とあるのは、「附則第六条に規定する初回更新登録」とする。
(旧登録を受けていた者に関する経過措置)

第八条 旧登録を受けていた者であつて、この省令の施行の際既に登録を消除しているもののうち適当と認められる者については、この省令の施行後一回に限り、最後に登録を消除された日から十二年以内の連続する五年間で附則第六条に規定する要件を満たした者を法第十一条第一項第二号の経済産業省令で定める者及び更新新経過措置対象者とみなして、第九条、附則第六条及び前条の規定を適用する。この場合における附則第六条の規定の適用については、同条中「前回の登録を受けた日から初回更新登録の申請の日までの間」とあるのは、「登録の消除の日から初回更新登録の申請の日（当該期間が十二年以内である場合に限る。）までの間」とする。

(実務補習の実施に関する暫定措置)

第九条 この省令の施行後、中小企業診断士でない者が登録の申請を行う場合（第十四条の規定による再登録の場合を除く。）における第一条第一項第二号に規定する実務補習は、当分の間、同号イ又はロに規定するものに限るものとする。ただし、同号ハ又はニに規定する実務補習を同号イ又はロに規定するものに限るものとする。ただし、同号ハ又はニに規定する実務補習を同号

(旧登録者に係る公示)

第十条 経済産業大臣は、この省令の施行後、遅滞なく、この省令の施行の時における旧登録者の氏名、登録番号及び登録年月日を官報に公示しなければならない。

附 則 （平成二年一〇月一三日通商産業省令第二四三号）抄

1 **（施行期日）** この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一三年三月二七日経済産業省令第四九号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一四年四月一二日経済産業省令第七四号）
（施行期日）
 この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際、現にこの省令による改正前の中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第一条の指定を受けている者又は同規則第十条の指定を受けている者は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則のそれぞれ第一条及び第十条の登録を受けているものとみなす。

附 則 （平成一六年六月三〇日経済産業省令第七三号）抄

第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月四日経済産業省令第一四号）
（新第一次試験合格者に相当する試験合格者についての新養成課程に関する経過措置）

第一条 この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則 （平成一七年八月八日経済産業省令第七九号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(新第一次試験合格者に相当する試験合格者についての新養成課程に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年通商産業省令第百九十一号）第三条の規定による改正前の中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令第四条第一項第一号に規定する試験のうち、この省令による改正後の中小企業診断士の登録及び試験に関する規則（以下「新登録等規則」という。）第三十八条に規定する第一次試験（以下「新第一次試験」という。）に相当するものに合格した者は、この省令による改正後の中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令（以下「新基準省令」という。）第七条第三項の規定にかかるわらず、申請により、一回に限り、新第一次試験の合格を経ずに、新基準省令第七条に規定する養成課程（以下「新養成課程」という。）を受講することができる。

(旧第一次試験合格者についての新養成課程に関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際この省令による改正前の中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（以下「旧登録等規則」という。）第三十四条に規定する試験（以下「旧試験」という。）のうち第一次試験に合格している者が、この省令の施行後に新養成課程を受講しようとする場合には、新第一次試験に合格している者とみなす。

第五条 この省令の施行前に中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令の一部を改正する省令第三条の規定による改正前の中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令第四条第一項第一号に規定する試験のうち、新第一次試験に相当するものに合格した者の取扱いは、次の各号のとおりとする。

一 この省令の施行後に新登録等規則第二条に規定する登録養成課程（以下単に「登録養成課程」という。）を受講しようとする場合には、新登録等規則第三十五条第三項で準用する新基準省令第七条の規定にかかるわらず、その者は、申請により、一回に限り、新第一次試験の合格を経ずに、登録養成課程を受講することができる。

二 この省令の施行後に新登録等規則第三十八条に規定する試験のうち第二次試験（以下「新第二次試験」という。）を受けようとする場合は、新登録等規則第四十三条第三項で準用する新基準省令第七条の規定にかかるわらず、その者は、申請により、一回に限り、新第一次試験の合格を経ずに、登録養成課程を受講することができる。

三 この省令の施行の際旧試験のうち第一次試験に合格している者が、この省令の施行後に登録養成課程を受講しようとする場合又は新第二次試験を受けようとする場合には、その者を新第一次試験に合格している者とみなす。

前各項の規定により新第二次試験を受けようとする者は、第一項第二号に該当する者にあつては、新第一次試験に相当するものの合格証書を、前項に該当する者にあつては、旧試験のうち第一次試験の合格証書を、新登録等規則第四十四条第一項に規定する第二次試験の試験受験申込書に添付しなければならない。

(旧登録を受けていた者に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際中小企業指導法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十三号）による改正前の中小企業指導法第六条第二項による登録を受けている者（以下「旧登録者」という。）であつて、この省令の施行の際既に登録を消除しているもののうち適当と認められる者については、最後に登録を消除された日から十二年以内の連続する五年間で、次のいずれかに該当する場合は、この省令の施行後一回に限り、法第十一条第一項第二号の経済産業省令で定めるものとみなし、新登録等規則第九条又は附則第九条の規定を適用するものとする。

論文委員会の設置

様式第2（第3条関係）

別表五 (第三十七条第三項関係)	区域 (第3条関係)	区域の範囲	論題の数	合格基準	論文委員会の	
					中小企業の経営についての専門的な知識及び技能又は中小企業に関する学識経験を有する者のうち四人以上（うち、一人以上は理論政策更新研修の教材開発に携わった者とする。）を委員とする。）を委員とする論文委員会を設置し、論題の作成及び合否の決定等論文審査に係る事務を統括する。	
二題以上	六十点以上を合格とする。	①内容の適切性②論理性及び表現力の各五十点満点の総計百点満点とし、総点数の	二題以上	六十点以上を合格とする。	二題以上	二題以上

様式第1（第3条関係）（令元経産令29・全改、令元経産令48・令2経産令92・一部改正）

(様式第1)		中小企業診断士登録申請書		年月日	
経済産業大臣 殿		氏名：			
		中小企業診断士の登録を受けたいので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第3条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。			
		記			
		登録番号			
フリガナ		生年 月日	年月日		
氏名		性別	1. 男 2. 女		
勤務先	所在地	TEL	職種コード		
自宅住所	TEL				
登録の区分	1. 新規 2. 更新 3. 再登録				
その他					

- 備考1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2. 新規に登録を受けようとする場合は、登録番号の欄は記載してはならない。
 3. 「職種コード」欄には、職種コード表から該当する職種を選択し、コードを記載すること。
 4. 「登録の区分」の欄は該当するものを○で囲むこと。
 5. 「その他」の欄には、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第5条各号（弁理士法等の規定により取消しの処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの等）に該当する者は、その内容を記入すること。
 6. 法第11条第1項に規定する登録の要件を備えていることを証する書面を添付すること。

様式第2（第3条関係）（平17経産令79・一部改正）

番号	
中小企業診断士第	次試験合格証書
住所	
氏名	
年月日生	
年月日	
経済産業大臣 印	
記	
1. 上記の者が合格した第1次試験の実施年月日（第1次試験の免除者については、全ての試験科目に合格した実施年月日） 2. 上記の者が合格した第2次試験の実施年月日	

備考 指定試験機関が試験事務を行う場合には、「経済産業大臣」とあるのは、「指定試験機関名及び代表者役職名」とする。

様式第3 (第4条関係) (平13経産令49・全改、平17経産令79・一部改正)

(表 面)

中小企業診断士登録証	
氏名	
年月日生	
登録番号	
有効期間 裏面に記載	
上記の者について、中小企業支援法第11条第1項の登録をしたことを証明します。	
年月日	
経済産業大臣 印	

(裏 面)

(備考)

- 1 登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、経済産業大臣に再交付を申請できる。(中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第14条)
- 2 氏若しくは名、住所、勤務地又は勤務先に変更があったときは、経済産業大臣に登録の変更を申請するとともに、その変更の結果この登録証の記載事項の訂正を要するときは、申請書に添付して提出すること。(同規則第13条第1項)
- 3 この登録証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。

- 4 有効期間の経過等により登録を消除されたときは、遅滞なく、この登録証を返納すること。

初回登録日 年月日
有効期間 年月日から 年月日まで

備考 用紙の大きさは、長さ54ミリメートル、幅86ミリメートルとする。

様式第4 (第11条関係) (令元経産令29・全改、令2経産令98・一部改正)

(様式第4) 中小企業の経営診断業務休止申請書

年月日

経済産業大臣 殿

氏名:

中小企業の経営診断の業務に従事することを休止したいので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第11条第1項の規定に基づき、申請いたします。

記

登録番号				
フリガナ	生年	年	月	日
氏名	月日			
職務先	名 称	職種コード		
所在地	〒	TEL	—	—
自宅住所	〒	TEL	—	—
理由				

備考1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2. 「職種コード」欄には、職種コード表から該当する職種を選択し、コードを記載すること。

様式第5 (第12条関係) (令元経産令29・全改、令2経産令22・一部改正)

(様式第5)																
中小企業の経営診断業務再開申請書																
年月日																
経済産業大臣 殿																
氏名:																
中小企業の経営診断の業務に従事することを再開したいので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第12条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。																
記																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>登録番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> <td>生年 月日</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>年月日</td> </tr> <tr> <td>勤務先</td> <td>〒 所在地</td> <td>職種コード TEL — —</td> </tr> <tr> <td>自宅住所</td> <td>〒 TEL — —</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				登録番号	フリガナ		生年 月日	氏名		年月日	勤務先	〒 所在地	職種コード TEL — —	自宅住所	〒 TEL — —	
		登録番号														
フリガナ		生年 月日														
氏名		年月日														
勤務先	〒 所在地	職種コード TEL — —														
自宅住所	〒 TEL — —															

- 備考1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2. 「職種コード」欄には、職種コード表から該当する職種を選択し、コードを記載すること。
 3. 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第12条第1項第2号に掲げる要件を満たしたことを証する書面と同規則第11条第2項の規定に基づき交付を受けた中小企業の経営診断の業務に従事することを再開する旨の申請を行うことができることを証する書面を添付すること。

様式第6 (第13条関係) (平17経産令79・旧様式第4様下・一部改正、令元経産令17・令2経産令22・一部改正)

(様式第6)																			
中小企業診断士登録事項変更届出書																			
年月日																			
経済産業大臣 殿																			
登録番号: _____																			
氏名: _____																			
中小企業診断士の登録事項について、下記のとおり変更がありましたので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第13条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更事項</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (フリガナ) 氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 住所</td> <td>〒 住 所 — —</td> <td>〒 住 所 — —</td> </tr> <tr> <td>3 勤務先</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 職種コード</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 勤務地</td> <td>〒 Tel — —</td> <td>〒 Tel — —</td> </tr> </tbody> </table>		変更事項	変更前	変更後	1 (フリガナ) 氏名			2 住所	〒 住 所 — —	〒 住 所 — —	3 勤務先			4 職種コード			5 勤務地	〒 Tel — —	〒 Tel — —
変更事項	変更前	変更後																	
1 (フリガナ) 氏名																			
2 住所	〒 住 所 — —	〒 住 所 — —																	
3 勤務先																			
4 職種コード																			
5 勤務地	〒 Tel — —	〒 Tel — —																	

- 備考1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2. 「職種コード」欄には、職種コード表から該当する職種を選択し、コードを記載すること。
 3. 氏又は名の変更による届出の場合については、当該事実を証する書面を添付のこと。

様式第7（第14条関係）（平17経産令79・旧様式第5様下・一部改正、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

(様式第7) 中小企業診断士登録証再交付申請書	
年　月　日	
經濟産業大臣 殿	
登録番号：_____	
氏　名：_____	
中小企業診断士登録証の再交付を受けたいので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。	
再交付を受ける理由	<input type="checkbox"/> 1 登録証を汚した。 <input type="checkbox"/> 2 登録証を損じた。 <input type="checkbox"/> 3 登録証を失った。

備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. 登録証を汚し、又は損じて再交付を受けようとする場合は、当該登録証を添付すること。

様式第8（第15条関係）（平17経産令79・旧様式第6様下・一部改正、令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

(様式第8) 中小企業診断士登録消除申請書	
年　月　日	
經濟産業大臣 殿	
氏　名：_____	
中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり中小企業診断士の登録の消除を申請します。	
消除を受けようとする者の氏名	_____
消除を受けようとする者の登録番号	_____
登　録　消　除　の　理　由	_____
登　録　消　除　の　事　由　が　発　生　し　た　日	年　月　日

備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. 死亡又は失踪による申請の場合は、当該事実を証する書面を添付のこと。

備考 1. ※用欄に

卷之三

備考 1. ※印欄には、記載しないこと

様式第11 (第56条関係) (平17年産令79・旧様式第9様下・一部改正、令元産令17・令2年産令82・一部改正)

(様式第11)	
番号	年月日
經濟産業大臣 殿	
住所	所
指定試験機関の名称	
代表者氏名	
平成 年度中小企業診断士 第 次試験結果報告書	
上記の件について、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第56条の規定に基づき、下記のとおり報告します。	
記	
1 試験実施年月日	
2 試験実施結果	
①受験申請者数	名
②受験者数	名
③合格者数	名
3 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第43条第2項の規定による不正受験者に対する処分の状況	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第12 (第59条関係) (平17年産令79・旧様式第11様下・一部改正、令元産令17・一部改正)

(表面)	
第 号	立入検査職員身分証明書
字	職名
真	氏名
	生年月日
一印	
上記の者は、中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第13条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。	
年月日交付	
経済産業大臣 印	

(裏面)

中小企業支援法(抄)	
(報告及び検査)	
第13条 経済産業大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に關し必要な報告を求める。又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
3 第1項の規定による権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。	
第16条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A7とする。

<職種コード表> (様式第1、4、5及び6関係) (平17年産令79・追加)

コード番号	職種
01	自営業者（経営コンサルタント）
02	自営業者（税理士、公認会計士等他の資格との兼業）
03	経営コンサルタント事務所等勤務
04	民間企業勤務（除く 金融機関、調査研究機関）
05	調査研究機関勤務
06	政府系金融機関勤務
07	政府系金融機関を除く金融機関勤務
08	中小企業基盤整備機構勤務
09	中小企業基盤整備機構以外の独立行政法人勤務
10	商工会議所勤務
11	商工会勤務
12	中小企業団体中央会勤務
13	中小企業支援法指定機関等公益法人勤務
14	地方公務員（中小企業支援担当部門勤務）
15	14以外の地方公務員
16	国家公務員
17	大学教授等教育機関教職員
18	その他（無職、学生及び1、2以外の自営業者）